

国住指第 1095-4 号
平成 29 年 7 月 4 日

所有者・管理者関係団体の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



エスカレーター側面からの転落防止対策について

エスカレーター側面からの転落防止対策については、平成 29 年 6 月 27 日の社会資本整備審議会からの答申「エスカレーターの転落防止対策について」において、具体的な対策は、各建築物の特性を踏まえ、建築物の管理者等が責任を持って行うべきとされ、このような安全性向上の方策を関係者の判断材料となるようガイドラインとして示すことが有意義であるとされました。

これを受けて、国土交通省では、「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を別添のとおり策定しましたので、活用されるようお願いいたします。

また、下記のとおり対応を行うとともに、貴会員に対し、この旨周知方お願いいたします。

記

1. ガイドラインの徹底について

ガイドラインに基づき、側面からの転落防止対策、ハンドレールへの接触防止対策等について施設ごとの設置環境に応じた対策の検討を行い、所有者、管理者として必要な対策の実施を図ること。

2. 利用者への注意喚起について

エスカレーターはその構造上、適切な安全対策を実施した後にも一定のリスクが残るため、利用者に向け、継続的に注意・啓発を行うこと。